

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成30年2月26日（平成30年（行情）諮問第120号）

答申日：平成30年7月12日（平成30年度（行情）答申第175号）

事件名：官邸対策室が北朝鮮によるミサイル発射事案に関する業務のために行政文書ファイルにつづった文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「官邸対策室が北朝鮮によるミサイル発射事案に関する業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる126文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる4文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月13日付け閣副事態第522号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（3）不開示部分の対象部分の特定を求める。

情報公開・個人情報保護審査会の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって、不開示部分

を直接指さして指定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

(4) 他にも文書が存在するはずである。

「1 平成24年12月12日の事案関連」で特定された文書と比して、他の事案関連で特定された文書があまりにも少ない。他にも関連文書が存在するものと思料されるので、改めて関連部局を探索の上発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は別紙1に掲げる126文書を特定し、平成29年11月13日付け閣副事態第522号により法5条1号ないし4号及び6号に該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人から、①不開示部分の取消し、②電磁的記録の特定、③不開示部分の対象部分の特定、④他にも対象文書がある旨の審査請求が提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

(1) 文書28, 文書33, 文書35, 文書44, 文書45, 文書49, 文書51, 文書52, 文書54ないし文書56, 文書58, 文書59, 文書63, 文書66, 文書67, 文書70ないし文書76, 文書78, 文書79, 文書82ないし文書86, 文書88, 文書90, 文書91, 文書94, 文書95, 文書98ないし文書101, 文書104, 文書105, 文書108, 文書109, 文書112ないし文書114, 文書117, 文書118, 文書122及び文書124の一部には、国の機関の緊急用及び部外との連絡用の電話番号, 内線番号, ファックス番号, 電子メールアドレス又は職員の個人の携帯電話番号が記載されており, これを公にすると, 緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなって, いたずらや偽計等に使用されることにより, 国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど, 国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので, 法5条6号柱書きに該当し, 不開示としたことは妥当である。

(2) 文書29ないし文書31, 文書34ないし文書36, 文書45, 文書47, 文書49及び文書50の一部には, 事案に係る我が国の対処事態及び対応に関する情報が記載されており, これを公にすると, 我が国の緊急事態に対する対処態勢及び対応能力が推察され, その弱点をついた

行動を採ることを容易ならしめるなど、国の安全を害するおそれがあるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 文書32の一部には、緊急参集チームの協議における情報共有事項、連絡調整事項等が記載されており、これを公にすると、我が国の情報関心、情報収集能力、分析力等が推察され、事後の我が国の情報収集業務の遂行に支障を生じさせるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (4) 文書39の一部には、他国から公にしないことを前提として取得した情報が記載されており、これを公にすると、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (5) 文書51の不開示部分には、警察庁警備局警備企画課に所属する職員の姓が記載されており、これを公にすると、当該職員が特定され、警備警察等の情報を得ようとする者から直接当該職員に不当な働き掛けが行われるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (6) 文書59の一部には、公安調査庁職員の姓が記載されており、これを公にすると、当該職員本人に対する調査対象団体による働き掛けの危険性が高まるほか、調査対象団体がより警戒心を強めて組織防衛策を講じ、破壊団体の実態解明が困難となるなど、公安調査庁が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号及び6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。
- (7) 文書67、文書68、文書71、文書73、文書77、文書79、文書83、文書85、文書87、文書88、文書91ないし文書93、文書95、文書101、文書105、文書109、文書114、文書116、文書119、文書121、文書123及び文書124の一部には、個人の氏名等が記載されており、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (8) 文書64、文書67、文書68、文書71、文書73、文書77、文書79、文書80、文書83、文書85、文書87、文書88、文書91、文書92、文書95、文書96、文書101ないし文書103、文書105、文書106、文書109、文書110、文書114、文書115、文書116、文書119ないし文書121、文書123、文書124及び文書125の一部には、政党の電話番号、職員の携帯番号、内線番号又はメールアドレスが記載されており、業務上必要な関係者以外

には、公にされていない非公表の情報であることから、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、当該政党の業務に支障を来すなど、当該政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障がない部分については開示すべきである。」旨主張するが、処分庁は、上記2のとおり本件対象文書について開示の是非を慎重に判断しており、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当である。

(2) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める。」旨主張するが、処分庁は原処分において、本件対象文書のうち、保有する電磁的記録については、特定しており、本件審査請求を受け、特定した電磁的記録以外の本件対象文書の電磁的記録について改めて探索させたが、行政文書ファイル等で一体的に管理するため、紙媒体で保存することとし、電磁的記録を廃棄していることから、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。

以上のことから、処分庁は、保有する電磁的記録については、適切に特定していると認められる。

(3) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める。」旨主張するが、不開示とした部分は、上記2のとおり原処分において適法に特定していると認められる。

(4) 審査請求人は、「他にも文書が存在する。」旨主張するが、処分庁は原処分において、行政文書ファイルにつづられている文書を全て特定しており、本件審査請求を受け、特定した文書以外の本件対象文書について改めて探索させたが、その他の対象文書の存在を確認することはできなかった。

以上のことから、処分庁は、文書の特定に漏れはないと認められる。

(5) 以上より、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年2月26日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月13日    | 審議            |
| ④ 同年6月19日    | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年7月10日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる126文書である。

審査請求人は、原処分取消し及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 処分庁において、審査請求人が本件開示請求文書でいう「ミサイル発射事案」等を含む緊急事態及びその可能性のある事態を認知した場合は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）」等に基づき、当該緊急事態の状況に応じて、事案対処を行うこととなっている。

イ 処分庁においては、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付標準文書保存期間基準（以下「保存期間基準」という。）によって、行政文書の保存期間を定めている。ミサイル発射事案に係る行政文書は、保存期間基準において、下記エ（ア）に掲げるような文書を除き、「事案関係資料」が例として挙げられている「情報の収集及び分析その他の調査の結果に関する文書」に該当し、その保存期間は3年とされており、その後処分庁において保存期間は2年延長されていることから、平成24年度より前の本件請求文書に該当する行政文書は、保存期間満了に伴い既に廃棄している。

よって、別紙1に掲げる、原処分で特定した126文書は、いずれも平成24年度以降、本件開示請求時点までの下記（ア）ないし（ウ）の各日に発生したミサイル発射事案に関連して官邸対策室が作成・取得した文書である。

(ア) 平成24年12月12日

(イ) 平成28年2月7日、同年3月10日、同月18日、同年6月22日、同年7月19日、同年8月3日、同月24日及び同年9月5日

(ウ) 平成29年2月12日、同年3月6日、同年4月5日、同月16日、同月29日、同年5月14日、同月21日、同月29日、同年7月4日、同月28日、同年8月26日及び同月29日

ウ 審査請求人は、「他にも文書が存在する。」旨主張していることから、処分庁において、改めて、担当部局の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったところ、別紙2に掲げる、平成24年4

月13日に発生したミサイル発射事案に係る行政文書が見つかり、その内容を確認したところ、本件請求文書に該当する文書であると認められた。

エ また、審査請求人は、上記イ（ア）の事案に関連して特定された行政文書に比べて同（イ）及び（ウ）の各事案に関連して特定された行政文書があまりにも少ない旨主張しているが、これは、以下の事情に基づくものである。

（ア）上記イ（イ）及び（ウ）の事案に関連して特定された行政文書は、上記イのとおり、いずれも保存期間は5年（保存期間基準により3年及び延長2年）とされているものであるが、当該各事案に関連して官邸対策室が作成・取得した文書であっても、保存期間基準において保存期間が定められた種類の行政文書に該当しないものは、保存期間を1年未満とする文書として本件開示請求時点で既に廃棄している。

（イ）一方、上記イ（ア）の事案に関連して作成・取得した行政文書は、別件の開示請求により特定され、その後不服申立てがなされたことに伴い処分庁において保存されていた文書であり、その中には、当該不服申立てがなされなければ、本件開示請求時点で既に廃棄していたはずであった保存期間を1年未満とする文書が多数含まれていたことから、上記イ（イ）及び（ウ）に比して特定した文書数が多くなっているものである。

（2）諮問庁から、保存期間基準の提示を受けて確認したところ、その内容は上記（1）イ及びエ（ア）の諮問庁の説明のとおりであり、当該説明が特段不自然、不合理とまではいえない。

しかしながら、上記（1）ウの諮問庁の説明によれば、処分庁は、原処分で特定した文書の外に、平成24年4月13日に発生したミサイル発射事案に係る行政文書を保有しており、当該文書は本件請求文書に該当するとのことである。

したがって、別紙2に掲げる、当該日に発生した事案に係る行政文書は、本件請求文書に該当すると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 不開示情報該当性について

（1）電話番号、内線番号、FAX番号等について

別表1に記載の各文書の各不開示部分には、国の機関の非公表の電話番号、内線番号、FAX番号、メールアドレス及び公用の連絡に使用するものとして登録された携帯電話番号が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用さ

れ、国の機関が必要とする緊急の連絡等に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 緊急事態に対する対処態勢等について

文書29, 文書30, 文書31, 文書32, 文書34, 文書35 (別表1に記載の部分を除く。), 文書36, 文書39, 文書45 (別表1に記載の部分を除く。), 文書47, 文書49 (別表1に記載の部分を除く。)及び文書50の各不開示部分には、ミサイル発射事案に係る我が国の対処態勢及び対応に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の緊急事態に対する対処態勢及び対応能力が推察され、敵対勢力にその弱点をついた行動を採ることを容易ならしめるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 警察庁職員の姓について

ア 文書51の不開示部分のうち、左側部分には、警察庁担当職員の姓が記載されている。

イ 当該部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、姓を不開示とした当該職員は警部及び同相当職以下の職にあるところ、警察庁においては、かかる職位にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、又は犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害するため接近、懐柔しようとするなどが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなど、個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあり、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの説明があった。

ウ 警察業務の特殊性に鑑みれば、上記イの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当該職員の姓を公にすることにより、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力によって当該職員が特定され、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされたり、又は直接若しくは間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられ、警察活動の妨害が行われるなど、その業務に支障を来すおそれを否定できない。

エ したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、

鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 公安調査庁職員の姓について

ア 文書59の不開示部分のうち、最上段部分には、公安調査庁の担当職員の姓が記載されている。

イ 当該部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該職員は課長相当職未満の職にあるところ、公安調査庁においては、かかる職位にある職員の氏名を公表しておらず、当該職員の姓が公になると、当該職員が特定され、これを手掛かりとして、当該職員本人に対する調査対象団体による働き掛けの危険性が高まるほか、調査対象団体がより警戒心を強めて組織防衛策を講じ、破壊的団体の実態解明が困難となるなど、公安調査庁の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの説明があった。

ウ 公安調査庁職員の職務の特殊性に鑑みれば、上記イの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当該職員の姓を公にすることにより、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族又は当該職員が接触する情報提供者に危険が及ぶおそれがあり、その職務に支障を及ぼすおそれを否定できない。

エ したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、公安調査庁が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 個人に関する情報について

別表2に記載の各文書の各不開示部分には、政党の担当者の氏名等が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 政党の電話番号及び内線番等について

別表3に記載の各文書の各不開示部分には、政党の公開されていない電話番号、FAX番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されてい

る。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、当該政党の業務に支障を来すなど、当該政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、内閣官房副長官補において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、別紙2に掲げる4文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

- 文書 1           お知らせ（全 2 通）
- 文書 2           総理指示（全 3 通）  
                  （12月1日18：35，12月12日09：55，12月12日 安保会議におけるもの）
- 文書 3           12月1日（土） 4大臣会合後における内閣総理大臣コメント
- 文書 4           弾道ミサイル等に対する破壊措置等の準備に関する自衛隊一般命令について（24.12.2 防衛省）
- 文書 5           北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の発表に係る情報伝達について（事務連絡 平成24年12月3日）
- 文書 6           北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に備えた自衛隊部隊の配置について（平成24年12月4日 防衛省）
- 文書 7           北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関する対応（平成24年12月7日）
- 文書 8           予告のある「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射におけるJアラート・エムネットによる自治体・国民等への情報発信（基準）
- 文書 9           弾道ミサイル等に対する破壊措置等の実施に関する自衛隊行動命令について
- 文書 10          北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射に係る自衛隊の対応について（平成24年12月7日 防衛省）
- 文書 11          発射情報
- 文書 12          通過情報
- 文書 13          Em-net 送信情報（発射情報，通過情報）
- 文書 14          J-ALERT 送信情報（発射情報，通過情報）
- 文書 15          Em-net，J-ALERT の第1報発信時刻
- 文書 16          シチュエーションシート（全7通）
- 文書 17          シチュエーションシート（Em-net 送信記録）（全7通）
- 文書 18          緊急参集チーム協議確認事項（案）
- 文書 19          官房長官記者会見1回目（平成24年12月12日）
- 文書 20          官房長官記者会見2回目（平成24年12月12日）
- 文書 21          安全保障会議の時間
- 文書 22          内閣官房長官声明（平成24年12月12日）
- 文書 23          とりあえずメモ
- 文書 24          防衛大臣指示（24.12.12 0958）
- 文書 25          防衛省：被害確認のための情報収集（11：25現在 被害なし）
- 文書 26          防衛省：被害情報なし（14：52）

- 文書 2 7 弾道ミサイル等に対する破壊措置等の終結に関する自衛隊行動命令等について
- 文書 2 8 お知らせ（全 2 通）
- 文書 2 9 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の発表に関する依頼，連絡文書（全 3 通）
- 文書 3 0 緊急参集チーム構成員への参集連絡依頼
- 文書 3 1 入退室時刻
- 文書 3 2 緊急参集チーム協議決定・確認事項
- 文書 3 3 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に係る政府の主な対応
- 文書 3 4 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案について（第 1 報～第 5 報及び最終報）
- 文書 3 5 緊急対策本部への改組について
- 文書 3 6 北朝鮮に対する抗議（全 2 通）
- 文書 3 7 各国の反応
- 文書 3 8 各国の報道
- 文書 3 9 外務省における対応
- 文書 4 0 北朝鮮からの地球観測衛星発射情報について（P r e s s R e l e a s e）
- 文書 4 1 国土交通省における対応状況について（P r e s s R e l e a s e）（全 5 通）
- 文書 4 2 ノータム情報（全 2 通）
- 文書 4 3 「北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案について」における国土交通省の対応について
- 文書 4 4 北朝鮮の気象情報の送付について（全 7 通）
- 文書 4 5 （海上保安庁連絡事項）北朝鮮による衛星打上げに関する情報について（第 1 報）
- 文書 4 6 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に係る海上保安庁の対応について（全 2 通）
- 文書 4 7 海上保安庁の対応（第 1 報～第 7 報）
- 文書 4 8 海上保安庁の対応（航空機による調査）
- 文書 4 9 （海上保安庁連絡事項）【特別】北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射情報（第 1 報～第 3 報）
- 文書 5 0 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に伴う警察庁の措置（第 1 報～第 8 報）
- 文書 5 1 1 1 0 番入電状況及び被害情報（全 3 通）
- 文書 5 2 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の発表に関する消防庁の対応体制の変更について

- 文書 5 3 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に係る沖縄県の対応状況（職員配置）及び連絡調整員の配置状況
- 文書 5 4 北朝鮮当局から I M O に対する「地球観測衛星」打上げのための事前通報の改訂情報等について
- 文書 5 5 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関する消防庁の対応について（第 1 報～第 3 報）
- 文書 5 6 被害情報・落下物情報（全 2 通）
- 文書 5 7 内閣府情報対策室の設置について
- 文書 5 8 漁船等安全確認速報
- 文書 5 9 公安調査庁の対応について
- 文書 6 0 玄海，川内原発ともに異常なし
- 文書 6 1 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に係る被害状況
- 文書 6 2 国際海事機関（I M O）からの情報（全 2 通）
- 文書 6 3 お知らせ
- 文書 6 4 内閣・外交・安全保障の合同部会関連
- 文書 6 5 民主・維新 外務・防衛合同部門会議関連
- 文書 6 6 お知らせ
- 文書 6 7 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連
- 文書 6 8 公明党北朝鮮問題対策本部関連
- 文書 6 9 民主・維新 外務・防衛合同部門会議関連
- 文書 7 0 お知らせ
- 文書 7 1 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連
- 文書 7 2 お知らせ
- 文書 7 3 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連
- 文書 7 4 お知らせ
- 文書 7 5 お知らせ
- 文書 7 6 お知らせ
- 文書 7 7 外交・国防合同部会関連
- 文書 7 8 お知らせ
- 文書 7 9 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連
- 文書 8 0 公明党安全保障部会関連
- 文書 8 1 民進党 外務・防衛合同部門会議関連
- 文書 8 2 お知らせ
- 文書 8 3 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連
- 文書 8 4 お知らせ
- 文書 8 5 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連
- 文書 8 6 お知らせ
- 文書 8 7 公明党北朝鮮問題対策本部関連

文書 8 8 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連  
文書 8 9 民進党部会提出資料  
文書 9 0 お知らせ  
文書 9 1 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連  
文書 9 2 公明党北朝鮮問題対策本部関連  
文書 9 3 外務・防衛合同部門会議関連  
文書 9 4 お知らせ  
文書 9 5 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連  
文書 9 6 北朝鮮問題対策本部関連  
文書 9 7 民進党部会提出資料  
文書 9 8 お知らせ  
文書 9 9 お知らせ  
文書 1 0 0 お知らせ  
文書 1 0 1 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連  
文書 1 0 2 北朝鮮問題対策本部関連  
文書 1 0 3 外交・安保調査会 勉強会関連  
文書 1 0 4 お知らせ  
文書 1 0 5 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連  
文書 1 0 6 北朝鮮問題対策本部関連  
文書 1 0 7 外務防衛合同部門会議関連  
文書 1 0 8 お知らせ  
文書 1 0 9 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連  
文書 1 1 0 北朝鮮問題対策本部関連  
文書 1 1 1 民進党部会提出資料  
文書 1 1 2 お知らせ  
文書 1 1 3 お知らせ  
文書 1 1 4 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連  
文書 1 1 5 北朝鮮問題対策本部関連  
文書 1 1 6 民進党，安全保障調査会関連  
文書 1 1 7 お知らせ  
文書 1 1 8 お知らせ  
文書 1 1 9 国防部会関連  
文書 1 2 0 北朝鮮問題対策本部関連  
文書 1 2 1 民進党 外務・防衛部門会議及び安全保障調査会関連  
文書 1 2 2 お知らせ  
文書 1 2 3 国防部会・安全保障調査会合同会議関連  
文書 1 2 4 北朝鮮核実験・ミサイル問題対策本部関連  
文書 1 2 5 北朝鮮問題対策本部関連

文書 1 2 6 民進党部会提出資料

## 別紙 2

平成 24 年 4 月 13 日の事案関連

- 1 クロノロジー
- 2 官房長官会見
- 3 内閣官房長官声明
- 4 北朝鮮ミサイル発射事案に係る政府危機管理対応

別表 1

電話番号，内線番号，FAX番号等

文書番号	不開示部分
28	全て
33	全て
35	上から3行目，下から2行目及び下から1行目
44	全て
45	各頁の1行目及び1頁の下から2行目
49	各頁の1行目及び1頁の下から2行目
51	右側部分
52	全て
54	全て
55	全て
56	全て
58	全て
59	全て（公安調査庁特定課の右部分を除く）
63	全て
66	全て
67	事態室担当者の連絡先
70	全て
71	事態室担当者の連絡先
72	全て
73	事態室担当者の連絡先
74	全て
75	全て
76	全て
78	全て
79	事態室担当者の連絡先
82	全て
83	事態室担当者の連絡先
84	全て
85	事態室担当者の連絡先
86	全て
88	事態室担当者の連絡先
90	全て

9 1	事態室担当者の連絡先
9 4	全て
9 5	事態室担当者の連絡先
9 8	全て
9 9	全て
1 0 0	全て
1 0 1	事態室担当者の連絡先
1 0 4	全て
1 0 5	事態室担当者の連絡先
1 0 8	全て
1 0 9	事態室担当者の連絡先
1 1 2	全て
1 1 3	全て
1 1 4	事態室担当者の連絡先
1 1 7	全て
1 1 8	全て
1 2 2	全て
1 2 4	事態室担当者の連絡先

別表 2

個人の氏名等

文書番号	不開示部分
6 7	【担当】党本部政調事務局の下部分
6 8	不開示部分のうち最上段
7 1	【担当】党本部政調事務局の下部分
7 3	【担当】党本部政調事務局の下部分
7 7	【担当】党本部政調事務局の下部分
7 9	【担当】党本部政調事務局の下部分
8 3	【担当】党本部政調事務局の下部分
8 5	【担当】党本部政調事務局の下部分
8 7	不開示部分のうち最上段
8 8	【担当】党本部政調事務局の下部分
9 1	【担当】党本部政調事務局の下部分
9 2	不開示部分のうち最上段
9 3	全て
9 5	【担当】党本部政調事務局の下部分
1 0 1	【担当】党本部政調事務局の下部分
1 0 5	【担当】党本部政調事務局の下部分
1 0 9	【担当】党本部政調事務局の下部分
1 1 4	【担当】党本部政調事務局の下部分
1 1 6	不開示部分のうち最上段
1 1 9	【担当】党本部政調事務局の下部分
1 2 1	不開示部分のうち最上段
1 2 3	【担当】党本部政調事務局の下部分
1 2 4	【担当】党本部政調事務局の下部分

## 別表 3

## 政党の電話番号等

文書番号	不開示部分
6 4	全て
6 7	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
6 8	別表 2 に記載の部分を除く全て
7 1	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
7 3	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
7 7	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
7 9	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
8 0	全て
8 3	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
8 5	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
8 7	別表 2 に記載の部分を除く全て
8 8	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
9 1	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
9 2	別表 2 に記載の部分を除く全て
9 5	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
9 6	全て
1 0 1	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
1 0 2	全て
1 0 3	全て
1 0 5	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
1 0 6	全て
1 0 9	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
1 1 0	全て
1 1 4	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て
1 1 5	全て
1 1 6	別表 2 に記載の部分を除く全て
1 1 9	別表 2 に記載の部分を除く全て
1 2 0	全て
1 2 1	別表 2 に記載の部分を除く全て
1 2 3	別表 2 に記載の部分を除く全て
1 2 4	別表 1 及び別表 2 に記載の部分を除く全て

1 2 5	全て
-------	----